ハラスメント対応のための複数人同行訪問費用補助事業
（居宅介護支援事業所対象）　実施要項

１　趣旨

県内の居宅介護支援事業所で働く職員が利用者宅に訪問する際の安全対策を講じるための支援を行い、安心して安全に訪問を継続できる環境を整えます。

２　実施内容

利用者宅へ訪問する職員が、安心して安全に訪問を継続できるよう複数人同行訪問に必要な経費の補助

３　事業概要

利用者宅へ職員が訪問する際、利用者等からの暴力等ハラスメント行為などの対策として複数人体制※での訪問が必要となる場合に、同行する職員の人件費を補助します。

（※ 複数人体制とは、職員 2 名での訪問を想定）

（１）補助要件

以下の条件を全て満たすこと

・「介護保険法」に規定する居宅介護支援を提供する県内の事業所
・上記の事業所において、利用者等による暴力行為等から職員の安全を確保するため、複数人体制での訪問対応が必要であること
・利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定していること

※次の条件に該当するものは対象となりません。

・ハラスメント以外の理由による複数人同行訪問
・その他、事業の目的・内容等が不適当であると県が認めるとき

（２）採択件数

20 事業所（予定）

（３）補助対象経費および補助金の額

ア　補助対象経費

補助金交付決定日または交付決定前事前着手予定日（補助対象期間の開始日）から令和 9 年 3 月 12 日までに実施する補助対象事業の経費で、県が認めるものを対象とします。

イ　補助率・補助額

※ 以下において、利用者１名につき上限回数は６回とする。

訪問時間	補助額 （1 回あたり）	補助率
30 分未満	2,000 円	定額
30 分以上	3,000 円	

ウ　補助対象となる行為の例

１）迷惑行為等

（１） 迷惑行為

じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね、その持ち物を壊すまね、正当な理由がないのに危険な物品（包丁、バット、可燃物等）を所持すること、盗撮行為、訪問者を撮影するカメラ等の設置、故意に汚物や、動物の死体など不快な物等を訪問者に見せつける、又は居宅内外に置く等

（２） 暴言

訪問者等への悪口、侮辱

（３） 過大なクレーム

恫喝、威嚇など激しい口調で問い詰める、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム

※長話、認知症等による繰り返しの発言、常識の範囲内での正当な苦情などは補助対象としない。

（４） ストーカー行為

つきまとい、待ち伏せ、事業所等への押しかけ、面会その他義務のないことの強要、行動を監視している等と話す、頻繁な電話、メール等

（５） セクシャルハラスメント

抱きつき、ボディタッチ、わいせつ発言、下着姿での応対、ひわいな物を居宅等に見えるように置く等

（６） 脅迫

殴る、殺す等訪問者等の心身等に危害を加えることや、利用者等の反社会勢力等との係わり、暴力性、前科等を伝えて訪問者等を脅す発言、その他訪問者等を威圧し、又は迷惑を及ぼす言動等

２）暴力行為

素手又は物で殴る、蹴る、物を投げつける等により、身体に危害を及ぼす行為

３）器物破損行為

素手又は物で殴る、蹴る、物を投げつける等により、他人のものを破損する行為

１）～３）により、職員が身体的または精神的苦痛を感じる行為、威圧感や恐怖心を与える行為、業務遂行を著しく妨げる行為を対象とする。

エ　その他

・福井県補助金等交付規則等に基づき補助します。

・交付申請回数は、申請年度１施設・事業所につき１回までとします。
・補助対象経費等に疑義が生じた場合は、県に事前に協議してください。

４　事業実施期間

令和８年１１月１２日（木）～令和９年３月１２日（金）

内容審査後、順次交付決定します。

※３月中の申請については、県に事前に協議してください。

５　補助金の申請について

下記の様式および添付書類を県長寿福祉課へ提出してください。

・補助金交付申請書【様式第１号】

・事業計画書（別紙１）

・収支予算書（別紙２）

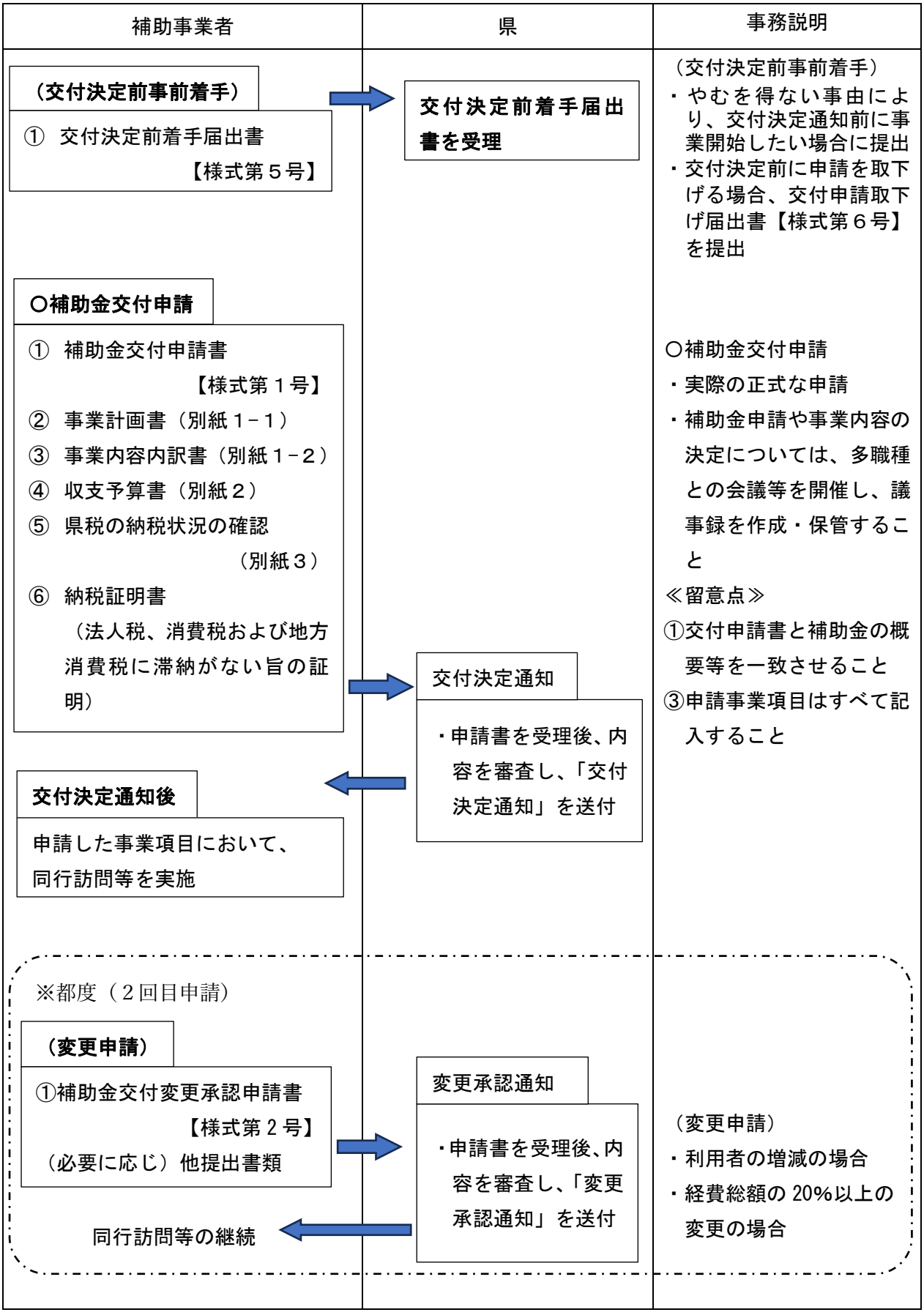
・県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（別紙３）

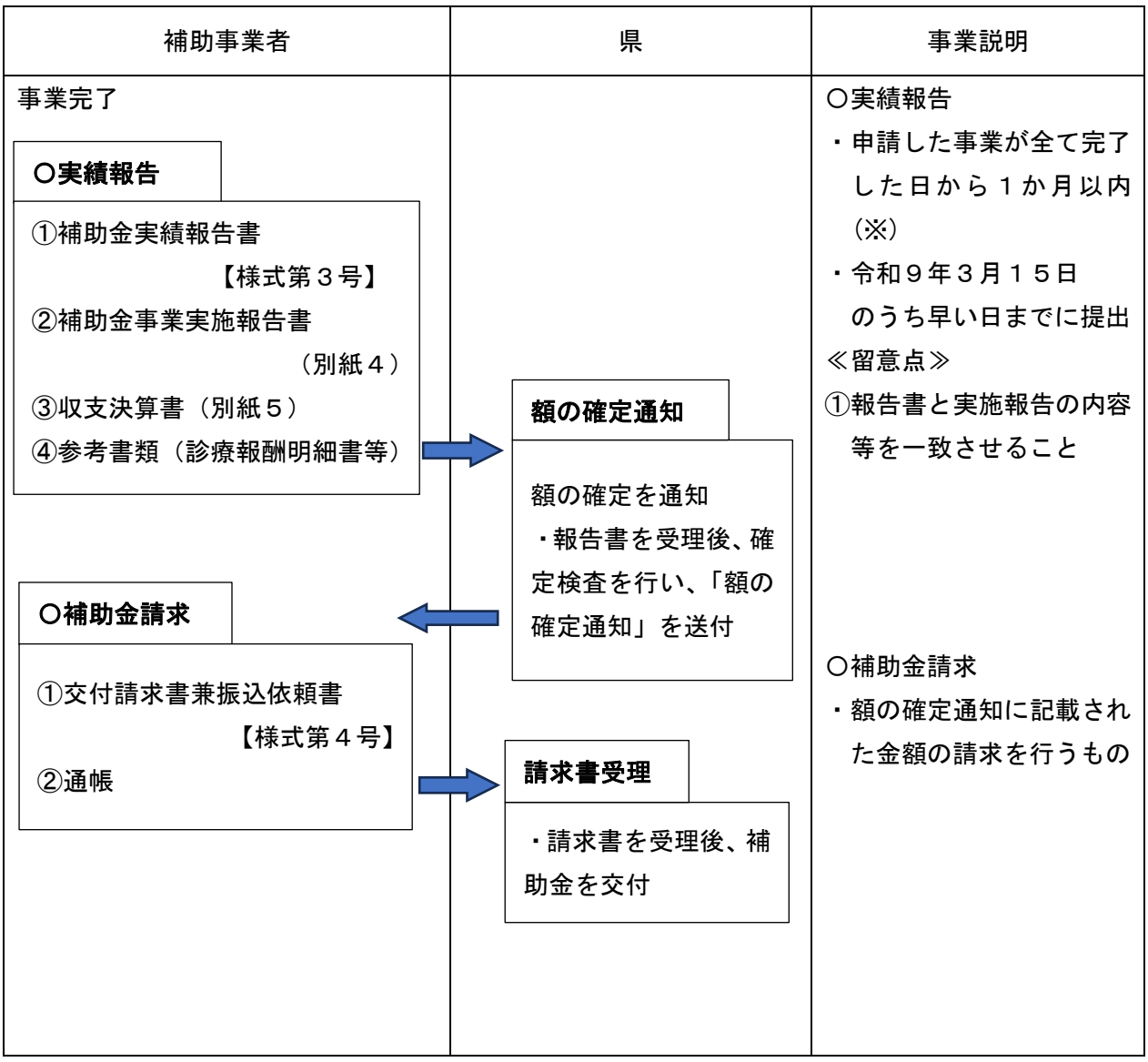
・納税証明書（法人税、消費税および地方消費税に滞納がない旨の証明書）

６　交付事務の流れ

・事務のフローチャート（交付事務の詳細は本補助金交付事務マニュアルを参照すること）

・申請書類は１部を県に提出のうえ、順番に編さんすること





※　利用者への訪問が終了（＝事業完了）しても、年度中に別の該当案件が発生する可能性があるため、補助事業者における事業完了日は、当該年度に実施した全ての補助対象訪問が終了した日とする。(3月中旬を想定している)

７　その他留意事項

・複数人同行訪問の必要性や訪問に行ったことが分かる書類等（訪問記録、会議録等）を整理・保管し、要請があった際には速やかに提出できるよう準備をお願いします。なお、これらの証拠書類が確認できない場合は、補助金の支給対象外となりますので十分ご留意ください。

・今年度、国や地方公共団体から、同様の趣旨で補助金等の交付を受ける場合は、本事業の支援対象となりません。

８　本件に関するお問い合わせ

福井県健康福祉部長寿福祉課　地域包括ケアグループ
TEL：0776-20-0330
FAX：0776-20-0713